

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

豊島区長

公表日

令和8年10月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	●事務全体の概要 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①生活保護法に基づく保護の実施に関する事務 ②保護の変更の申請に関する事務 ③保護の停止または廃止に関する事務 ④生活保護法による就労自立給付金の支給に関する事務 ⑤生活保護法による進学準備給付金の支給に関する事務 ⑥生活保護法による被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑦生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ⑧医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑨医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑩医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑪医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	生活保護標準準拠システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護標準準拠システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠】 ●番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表:第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項) ●番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第15条 【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠】 ●番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表:第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(42の項) ●番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第15条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 生活福祉課・西部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長、西部生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 生活福祉課 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-39-2 西部生活福祉課 〒171-0043 東京都豊島区要町1-5-1
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とし、紐づけ作業を行う際には必ず複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残し、上長の決裁を受けている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護標準準拠システムには、標準化を機に生活福祉課・西部生活福祉課職員しかログインできないようにしており、特定個人情報の閲覧・修正・情報連携も生活保護標準準拠システムからのみできるシステムとなっているため、権限のない者によって不正に利用されるリスクはことはない。また、アクセスログを記録し、月に一度、不正なアクセスがないことを分析のうえ上長へ報告している。以上のことから権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	生活福祉課長 副島 由理 西部生活福祉課長 菊池 秀成	生活福祉課長 峰田 和幸 西部生活福祉課長 菊池 秀成	事後	組織の所属長の変更
平成28年5月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	政策経営部 広報課 行政情報グループ	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ	事後	組織名称の変更
平成28年5月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部 生活福祉課 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-18-1	保健福祉部 生活福祉課 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-39-2	事後	移転による変更
平成28年5月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年5月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30(主務省令未制定)、31、38、50、54、61、62、64、70、87、90(主務省令未制定)、94、104、106、108、116、120の項)(別表第2における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項)・主務省令:第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	【別表第2における情報提供の根拠】 ●番号利用法第19条第7号及び別表第2:第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30(主務省令未制定)、31、38、50、54、61、62、64、70、87、90(主務省令未制定)、94、104、106、108、116、119の項) ●番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の3、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【別表第2における情報照会の根拠】 ●番号利用法第19条第7号及び別表第2:第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) ●番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第19条	事前	
平成29年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	生活福祉課長 峰田 和幸 西部生活福祉課長 菊池 秀成	生活福祉課長 尾崎 勝也 西部生活福祉課長 菊池 秀成	事後	人事異動による変更
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年7月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		「⑥生活保護法による進学準備給付金の支給に関する事務」を追加	事後	
平成30年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	生活福祉課長 尾崎 勝也 西部生活福祉課長 菊池 秀成	生活福祉課長、西部生活福祉課長	事後	評価書様式変更による変更
平成30年7月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年7月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年1月7日	II しきい値判断項目 3. 重大事故 発生したか	発生なし	発生有	事後	
令和2年1月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和2年1月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和元年9月1日 時点	事後	
令和2年1月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和元年9月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第2における情報提供の根拠】 ●番号利用法第19条第7号及び別表第2:第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30(主務省令未制定)、31、38、50、54、61、62、64、70、87、90(主務省令未制定)、94、104、106、108、116、119の項) ●番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の3、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【別表第2における情報照会の根拠】 ●番号利用法第19条第7号及び別表第2:第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) ●番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第19条	【別表第2における情報提供の根拠】 ●番号利用法第19条第7号及び別表第2:第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21(主務省令未制定)、24、26、27、28、30(主務省令未制定)、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90(主務省令未制定)、94、104、106、108、116、119、120の項) ●番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3、第71条 【別表第2における情報照会の根拠】 ●番号利用法第19条第7号及び別表第2:第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) ●番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第19条		
令和2年11月4日	II しいき値判断項目 3. 重大事故 発生したか	発生あり	発生なし		
令和2年11月4日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年9月1日 時点	令和2年9月1日 時点		
令和2年11月4日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年9月1日 時点	令和2年9月1日 時点		
令和3年9月17日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月17日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月17日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部 生活福祉課 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-39-2 西部生活福祉課 〒171-0043 東京都豊島区要町1-5-1	保健福祉部 生活福祉課 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-39-2 西部生活福祉課 〒171-0031 東京都豊島区目玉5-24-12	事後	移転による変更
令和3年9月17日	I - 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第2における情報提供の根拠】 ●番号利用法第19条第7号及び別表第2:第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 【別表第2における情報照会の根拠】 ●番号利用法第19条第7号及び別表第2:第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項)	【別表第2における情報提供の根拠】 ●番号利用法第19条第8号及び別表第2:第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 【別表第2における情報照会の根拠】 ●番号利用法第19条第8号及び別表第2:第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項)	事後	
令和4年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満		
令和4年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点		
令和4年6月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点		
令和4年12月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①生活保護法に基づく保護の実施に関する事務 ②保護の変更の申請に関する事務 ③保護の停止または廃止に関する事務 ④生活保護法による就労自立給付金の支給に関する事務 ⑤生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ⑥生活保護法による進学準備給付金の支給に関する事務	●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①生活保護法に基づく保護の実施に関する事務 ②保護の変更の申請に関する事務 ③保護の停止または廃止に関する事務 ④生活保護法による就労自立給付金の支給に関する事務 ⑤生活保護法による進学準備給付金の支給に関する事務 ⑥生活保護法による被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑦生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ⑧医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑨医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑩医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑪医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	
令和4年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【別表第2における情報提供の根拠】 ●番号利用法第19条第8号及び別表第2:第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項の21、119を削除、113を追加 ●番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第71条の1、第59条の2を削除、第13条、第23条、第25条、第58条、第59条の2の2を追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部 生活福祉課 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-39-2 西部生活福祉課 〒171-0031 東京都豊島区目白5-24-12	保健福祉部 生活福祉課 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-39-2 西部生活福祉課 〒171-0043 東京都豊島区要町1-5-1	事後	移転による変更
令和5年7月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満		
令和5年7月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点		
令和5年7月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点		
令和8年3月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	番号法第9条第1項 別表の23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条		
令和8年3月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第2における情報提供の根拠】 ●番号利用法第19条第8号及び別表第2:第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) ●番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 【別表第2における情報照会の根拠】 ●番号利用法第19条第8号及び別表第2:第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) ●番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第19条	【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠】 ●番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表:第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項) ●番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第15条 【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠】 ●番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表:第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(42の項) ●番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第15条		
令和8年3月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 生活福祉課・西部生活福祉課	福祉部 生活福祉課・西部生活福祉課		
令和8年3月6日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部 生活福祉課 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-39-2 西部生活福祉課 〒171-0043 東京都豊島区要町1-5-1	福祉部 生活福祉課 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-39-2 西部生活福祉課 〒171-0043 東京都豊島区要町1-5-1		
令和8年3月6日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満		
令和8年3月6日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点		
令和8年3月6日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点		
令和8年10月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点		
令和8年10月16日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点		